

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 1 月 26 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600572号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600232号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年12月10日は33万5,000円、平成17年7月8日は29万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日及び平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日及び平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月

A社に勤務していた期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、事業主により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、各給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間①は33万5,000円、請求期間②は29万7,000

円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成 16 年 12 月 10 日、請求期間②は平成 17 年 7 月 8 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、かつ、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、ほかにこれらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する政府の権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの賞与に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③については、請求者は給与支給明細書等を所持していない上、事業主は当該期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等は保存していない旨回答しており、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。